

第5章 空家等に関する相談への対応及び実施体制

5-1 空家等に関する相談への対応

(1) 庁内の相談体制

空き家に関する一般的な相談については、住宅計画課内に設置する「福岡市住宅相談コーナー」で受け付けます。

また、空き家の利活用に関する相談は、住宅計画課が、市民又は地域からの放置空家等に関する相談は、当該空家等が所在する区役所又は建築物安全推進課が窓口となって対応します。

相談内容	相談窓口
空き家に関する一般的な相談	福岡市住宅相談コーナー（本庁住宅計画課内）
空き家の利活用に関する相談	住宅都市局住宅計画課（本庁）
放置空家等に関する相談	各区役所、住宅都市局建築物安全推進課（本庁）

(2) 専門家と連携した相談体制

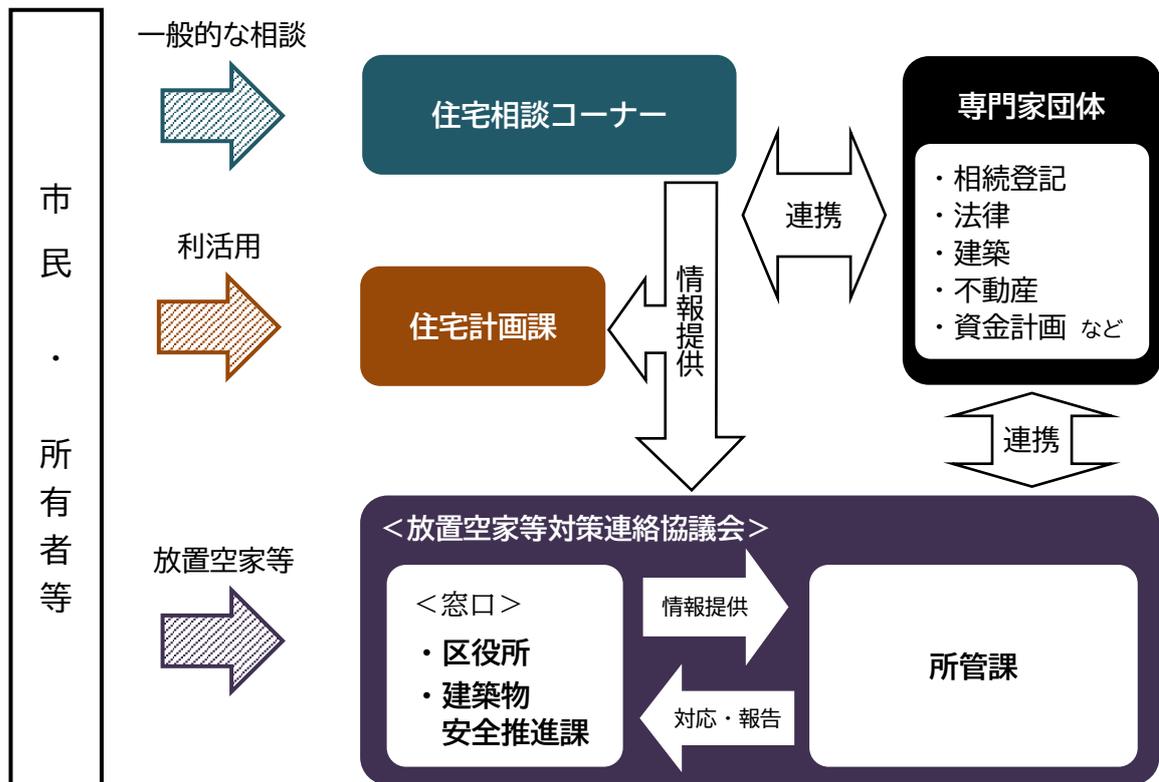
各相談窓口で受け付けた市民からの相談で、より専門的な知識が必要となるものについては、市と市民相談に関する協定を締結する専門家団体と連携しながら対応します。

相談内容	専門家
相続登記、成年後見人制度に関する相談	福岡県司法書士会
法律に関する相談	福岡県弁護士会
建築（住宅設計など）に関する相談	公益社団法人 日本建築家協会九州支部福岡地域会
不動産に関する相談	公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会
資金計画に関する相談	特定非営利活動法人 ファイナンシャル・プランナーズ協会

5-2 実施体制

空家等に関する一般的な相談、利活用に関する相談の他、特定空家等を含む放置空家等に関する相談については、関係部署が複数にまたがる場合が多いため、庁内で「放置空家等対策連絡協議会」を組織し、情報共有を図りながら対応します。

■ 実施体制のイメージ



■ 所管課（放置空家等対策連絡協議会）

内容	所管課
建築物、工作物の安全対策に関する事項	住宅都市局 建築物安全推進課
台風接近時の飛散防止対策に関する事項及び通行禁止対策に関する事項	市民局 防災推進課
除草対策、害虫対策に関する事項	保健福祉局 生活衛生課
ごみの不法投棄に関する事項	環境局 産業廃棄物指導課
道路の安全対策に関する事項	道路下水道局 路政課
火災予防対策に関する事項	消防局 予防課